

食品安全委員会第 311 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 21 年 11 月 26 日（水） 13:59～15:20

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬 エタボキサム

（厚生労働省からの説明）

- ・動物用医薬品 7 品目

- ①豚インフルエンザ・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(フルシュア ER)

- ②ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)

- ③ピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)

- ④鶏伝染性ファブリキウス嚢病(抗血清加)生ワクチン(バーサ・BDA)の再審査

- ⑤豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ(1・2・5 型)感染症・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研” ピッグウィーンーEA)の再審査

- ⑥マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)不活加ワクチン(レスピフェンド MH)の再審査

- ⑦鶏コクシジウム感染症(ネカトリックス)生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒生ワクチン(Neca)の再審査

（農林水産省からの説明）

（２）添加物専門調査会における審議結果について

- ・「ブチルアミン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・「フェネチルアミン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・「ケイ酸マグネシウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（３）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「フルベンダゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（４）「食品健康影響評価に関する照会について」に係る回答について

(5) 食品安全モニターからの報告（平成 21 年 9 月分）について

(6) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 21 年 10 月分）について

(7) その他

4. 出席者

(食品安全委員)

小泉委員長、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、見上委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 俵木基準審査課長

農林水産省 池田畜水産安全管理課長

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勧告広報課長、

酒井情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5. 配布資料

資料 1－1 食品健康影響評価について

資料 1－2 「エタボキサム」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

資料 1－3 輸入の承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について

資料 2－1 添加物専門調査会における審議結果について〈ブチルアミン〉

資料 2－2 添加物専門調査会における審議結果について〈フェネチルアミン〉

資料 2－3 添加物専門調査会における審議結果について〈ケイ酸マグネシウム〉

資料 3 動物用医薬品専門調査会における審議結果について〈フルベンダゾール〉

資料 4－1 「食品健康影響評価に関する照会について」に関する回答に係る評価結果について

資料 4－2 農薬評価書メソトリオン

資料 5 食品安全モニターからの報告（平成 21 年 9 月分）について

資料 6 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 21 年 10 月分）について

6. 議事内容

◆小泉委員長 それでは、ただ今から第 311 回食品安全委員会会合を開催いたします。

本日は、7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から俵木基準審査課長、農林水産省から池田畜水産安全管理課長に、それぞれ御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 311 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

◆西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第の後、資料 1－1「食品健康影響評価について」。

資料 1－2「『エタボキサム』の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について」。

資料 1－3「輸入の承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について」。

資料 2－1「添加物専門調査会における審議結果について〈ブチルアミン〉」。

資料 2－2「添加物専門調査会における審議結果について〈フェネチルアミン〉」。

資料 2－3「添加物専門調査会における審議結果について〈ケイ酸マグネシウム〉」。

資料 3 「動物用医薬品専門調査会における審議結果について〈フルベンダゾール〉」。

資料 4－1「『食品健康影響評価に関する照会について』に関する回答に係る評価結果について」。

資料 4－2「農薬評価書 メソトリオン」。

資料 5 「食品安全モニターからの報告（平成 21 年 9 月分）について」。

資料 6 「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 21 年 10 月分）について」。

資料を御確認いただければと思います。

◆小泉委員長 よろしいでしょうか。

（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

◆小泉委員長 それでは、議事に入ります。

最初に、「（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

「資料 1－1」にありますとおり、11 月 20 日付けで、厚生労働大臣から農薬 1 品目につきまして、また、同日付けで、農林水産省及び厚生労働省から動物用医薬品 7 品目につきまして、食品健康影響評価の要請がありました。

まず、農薬 1 品目について、厚生労働省の俵木基準審査課長から御説明をお願いします。

◆**俵木基準審査課長** ありがとうございます。厚生労働省の俵木でございます。よろしくお願いいたしますします。

お手元の「資料１－２」を御覧ください。

本日は農薬「エタボキサム」についての食品健康影響評価をお願いしたく依頼するものでございます。

裏側を御覧いただきたいと思います。今回の諮問の経緯でございますが、10月20日、農林水産省より農薬取締法に基づきます新規登録の申請があったということで、基準値の設定の要請を受けたものでございます。

剤でございますが、エタボキサム、このような構造式でございまして、チアゾールカルボキサミド系の殺菌剤でございます。病原菌の孢子形成等を阻害することで殺菌効果を示すと報告されております。

日本における登録ですけれども、今回が新規登録ということで、これまで登録はございません。今回の新規登録の適用作物は、ばれいしょ、ぶどう等でございます。

国際機関での評価の状況でございますが、JMPRでの毒性評価は行われておらず、国際基準はございません。

アメリカでぶどうに基準が設定されているほか、韓国、タイで登録が行われていることが報告されております。

食品安全委員会での御審議はこれまでございません。今回が初めての御評価をいただくということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたしますします。

◆**小泉委員長** ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容をあるいは記載事項につきまして、御意見・御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会において審議することといたします。

俵木課長、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、動物用医薬品7品目につきまして、農林水産省の池田畜水産安全管理課長から御説明をお願いいたします。

◆**池田畜水産安全管理課長** 農林水産省の畜水産安全管理課長の池田でございます。よろしくお願いいたしますします。

「資料 1－3」を御覧いただきたいと思います。

本日、食品健康影響評価をお願いする製剤が 7 つございます。順番に説明をさせていただきたいと思います。

まず、第 1 番目でございますが、輸入の承認に当たりまして、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

これは、豚インフルエンザと豚丹毒の混合の不活化ワクチンでございます。

これまで、食品安全委員会の評価を受けていない安定剤が含まれております。このため、不活化ワクチンでございますけれども、評価を受けるということでございます。

主成分でございますが、乾燥ワクチンと液状ワクチンに分かれております。乾燥ワクチンの方は、NLDK-1 の細胞培養の不活化の豚インフルエンザウイルス A 型でございまして、それぞれ株が異なっております 2 種類でございます。

液状ワクチンの方は、豚丹毒菌の CN 3342 株の培養上清濃縮液でございます。

対象動物は豚。

用法・用量でございますが、乾燥ワクチンを液状ワクチンで溶解をいたしまして、その 2 mL を 6 週齢以上の健康な豚の頸部筋肉内に 3 週間の間隔で 2 回注射するというものでございます。

効能・効果でございますが、豚インフルエンザの発症の防御、それと豚丹毒の予防でございます。

続きまして、製造販売承認に当たりまして評価をいただくというものでございまして、まず、1 番目がツラスロマイシンを有効成分といたします、豚の注射剤でございます。

これにつきましては、国内で初めてツラスロマイシンを有効成分とする動物用医薬品を承認するため評価をお願いするものでございます。

主成分でございますが、こちらにございますツラスロマイシンでございます。

対象動物は豚。

用法と用量ですが、体重 1kg 当たりツラスロマイシンとして 2.5mg（力価）を単回で頸部の筋肉内に注射をいたします。

休薬期間は、豚で 28 日間となっております。

効能・効果でございますが、こちらにございます有効菌種に対して効能・効果があるということで、有効菌種はアクチノバチルス プルロニューモニエ、パスツレラ ムルトシダ、マイコプラズマ ハイオニューモニエでございます。

適応症は、豚の細菌性の肺炎でございます。

続きまして、1 ページおめくりいただきまして、ピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目の魚類の外部寄生虫駆除剤でございます。

これは、国内で初めてのピルビン酸メチルを有効成分とする動物用医薬品を承認するものでございまして、これにつきまして評価をお願いするところでございます。

主成分は、ピルビン酸メチル。対象動物は、フグ目の魚類でございます。

用法・用量でございますが、海水 1 m³ に対しまして、本剤 300mL の割合で添加をいたします。混合した薬液に魚体を入れて 15 分間薬浴をします。薬浴する魚は、薬液 1 m³ 当たり、魚体の総重量 40kg 以下とする。薬液は分解しやすいので、調製後速やかに使用するというところでございます。

休薬期間につきましては、こちらにございますとおり、1 日間というふうに定められてございます。

効能・効果でございますが、フグ目の魚類の外部寄生虫（シュードカリグス・フグ）というのがありますが、これの駆除に用いるということでございます。

続きまして、再審査に当たりまして、御意見を聴取する動物用医薬品でございまして、これが 4 種類ございます。順に御説明をいたします。

まず 1 番目でございますが、鶏の伝染性ファブリキウス嚢病抗血清加生ワクチンでございます。

主成分につきましては、弱毒の伝染性ファブリキウス嚢病ウイルス 2512 G-61 株、それと抗伝染性ファブリキウス嚢病ウイルスの鶏血清でございます。

対象動物は鶏。

用法・用量でございますが、2 つございまして、1 つは卵内接種でございまして、ワクチンを日局の生理食塩液で 1 羽分当たり 0.05mL になるように溶解をいたしまして、自動卵内接種機を用いまして、18 から 19 日齢の発育鶏卵内に、1 個当たり 1 羽分を接種するというところでございます。

もう 1 つが、頸部の皮下接種でございますが、ワクチンを日局の生理食塩液で 1 羽分当たり 0.2mL になるように溶解をして、初生ひなの頸部皮下に、1 羽当たり 1 羽分を接種するというものでございます。

効能・効果でございますが、鶏の伝染性ファブリキウス嚢病の予防でございます。

続きまして、2 つ目でございます。アクチノバシラス・プルロニューモニエの 1・2・5 型の感染症と豚丹毒の混合の不活化ワクチンでございます。

主成分でございますが、豚丹毒菌 Kyoto 株の NaOH で抽出した抗原、あとアクチノバシラス・プルロニューモニエ、これが 3 株ございまして、Y の 1 株、それから G の 4 株、それから E の 3 株、それぞれの培養上清濃縮抗原でございます。

対象動物は豚。

用法と用量でございますが、30 から 50 日齢の豚の耳根部の後方の頸部筋肉内に 1 mL を注射する。その後、90 日齢までに約 30 から 60 日間隔で反対側の耳根部の後方頸部筋肉内に 1 mL 注射を

するというものでございます。

効能・効果でございますが、豚丹毒及びアクチノバシラス・プルロニューモニエの血清型の1、2、5型、これの感染症の予防でございます。

続きまして、3番目でございます。

マイコプラズマ・ハイオニューモニエの感染症の不活化ワクチンでございます。

主成分は、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ P-5722-3 株でございます。

対象動物は豚。

用法・用量でございますが、生後1から4週齢の子豚に本品2 mLを2週間間隔で2回、頸部の筋肉内に注射をいたします。

効能・効果でございますが、豚マイコプラズマ性肺炎による、肺病変形成及び増体重抑制の軽減ということでございます。

最後になります。4番目でございます。

鶏のкокシジウム感染症（ネカトリックス）の、生ワクチンでございます。

主成分でございますが、*Eimeria necatrix* Nn-P125 株オーシストを用いてございます。

対象動物は鶏。

用法と用量でございますが、この剤は、3日齢から4日齢の平飼いの鶏を対象といたしまして、その飼料に混合して1回投与いたします。

本剤は1羽分、0.02mL ですが、ひなの日齢に応じた1日当たりの給餌量の約5分の1から10分の1量の飼料に混合するといった方法で、本剤の均一な混合飼料を調製いたします。

混合飼料の約100羽分、これを市販の給餌器に分配をいたしまして、分配した羽数分に相当するひなに投与いたします。

ひなが混合飼料の摂取を完了いたしました後、残量の飼料を給与するということでございます。

効能及び効果でございますが、アイメリア・ネカトリックスによります鶏кокシジウム症の発症の抑制でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたら、お願いいたします。

どうぞ。

◆見上委員 ちょっと教えてください。資料番号1－3の5ページ、鶏伝染性ファブリキウス嚢病

生ワクチンの件なんですけれども、主成分の中に抗伝染性ファブリキウス嚢病ウイルスⅠ型の鶏血清が入っているんですが、これは何の目的で入れたのかなと思ひまして。

◆池田畜水産安全管理課長 これは、弱毒の伝染性ファブリキウス嚢病のウイルスそのものがございしますが、これと同時に接種することによりまして、このファブリキウス嚢病ウイルスの作用を若干抑えながら免疫を獲得させるという方法を取っているということで、抗血清を一緒に入れております。

◆見上委員 その場合、ここに書いてある接種方法は、珍しいと思うんですけれども、発育鶏卵内に接種しています。今、少し作用を弱めるという意味と思いますが、発育鶏卵胎仔というのは、すごく弱いので、発育鶏卵を使って、それでひなの1羽分を接種して、その胎仔がひなにかえってきたものを予防するというわけですね。それで正しいんでしょうか。

◆池田畜水産安全管理課長 卵内接種と初生ひな両方に接種するわけですが、卵内接種あるいは初生ひなに接種するときも同じようにウイルス自体の病原性といいますか、それをこの抗血清である程度抑制をしつつ、その卵内であろうと、それで初生ひなであろうと、あまり強くなり過ぎないで免疫を与えるということでございます。

◆見上委員 分かりました。どうもありがとうございました。

◆小泉委員長 外にございませんでしょうか。
どうぞ。

◆村田委員 質問ではないんですけれども、2ページのツラスロマイシンですか、構造式を書いてございますけれども、大環状のラクトンのようなんですけれども、少し見にくいので構造式をもう少しはっきり書いていただけるとありがたいと思います。

◆池田畜水産安全管理課長 御指摘、ごもっともでございます。注意をさせていただきたいと思ひます。失礼いたしました。

◆小泉委員長 外に御意見・御質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、本件のうち、今、言われた②の「ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤（ドラクシン）」につきましては、抗菌性物質ですので、肥料・飼料等専門調査会において、審議することといたします。

また、その他の6件につきましては、動物用医薬品専門調査会において審議することといたします。

実は、この抗菌性物質については、今年の10月から役割の領域を変えましたので、今、説明しましたように、ツラスロマイシンについての抗菌性物質は、肥料・飼料等専門調査会で審議することになりました。

それでは、池田課長、どうもありがとうございました。

（２）添加物専門調査会における審議結果について

◆小泉委員長 次の議事に移ります。

「（２）添加物専門調査会における審議結果について」です。本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当委員の長尾さんから説明をお願いいたします。

◆長尾委員 それでは、3件ございますが、簡単に説明いたします。

初めの「ブチルアミン」ですが、国際汎用香料ということでして、厚生労働省より評価要請があったものでございます。

構造はクラスⅠに分類されまして、安全マージンは1,000を上回り、かつ、推定摂取量が構造クラスⅠの摂取許容値を下回ることを確認しております。

結論としては、ブチルアミンは、食品の着香の目的で使用する場合に、安全性に懸念がないと考えられるとされました。

あと2つ続けてよろしいですか。

◆小泉委員長 どうぞ。

◆長尾委員 2番目は、「フェネチルアミン」ですが、これも国際汎用香料でありまして、厚生労働省より評価要請のあったものでございます。これは構造クラスⅡに分類されまして、安全マージンは1,000を上回り、かつ、想定される推定摂取量は、構造クラスⅡの摂取許容値を下回ることを

確認しております。

結論として、フェネチルアミンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられるとされました。

3番目の「ケイ酸マグネシウム」であります。添加物ケイ酸マグネシウムは、欧米において凝固防止剤などの用途に用いられており、いわゆる国際汎用添加物ということで、厚生労働省より評価要請があったものでございます。

ケイ酸マグネシウム、その他のケイ酸化合物及びマグネシウム塩の安全性試験成績を評価した結果、いずれも発がん性とか生殖発生毒性及び遺伝毒性はないと考えられました。

イヌを用いた28日間反復投与毒性試験の無毒性量300mg/kg体重/日は、マグネシウム塩についての無毒性量のいずれをも下回っていることから、これを根拠といたしまして、試験期間が短いことを考慮して、安全係数を1,000で除した0.3mg/kg体重/日をADIとしております。

なお、乳幼児、小児がマグネシウムを過剰に摂取することがないように、注意喚起の表示を行う等、適切な措置が講じられるべきであるというふうにされております。

詳しくは、事務局の方から説明をお願いします。

◆北條評価課長 それでは、私の方から補足の説明をさせていただきます。

まず、「資料2-1」のブチルアミンでございます。評価書（案）の2ページの審議の経緯に記載がございますように、本添加物につきましては、2009年9月に厚生労働省から評価の要請があったものでございます。

評価書4ページの「評価要請の経緯」に記載がございますように、ブチルアミンは、ケール、チーズ、ワインなどの食品中に存在する成分でございまして、欧米では、様々な加工食品において、香りの再現、風味の向上などの目的で添加をされているというものでございます。

今回の香料につきましても、「国際的に汎用されている香料の安全性評価の方法について」に基づいて、資料の整理が行われているものでございます。

5ページにまいりまして、まず、反復投与毒性試験ですが、SDラットを用いて、強制経口投与による90日間の反復投与毒性試験が行われております。

結果は、被験物質投与に関連する変化を認めなかったというものでございます。

また、発生毒性試験が実施されております。

ここの評価書にも記載がされておりますように、400mg/kg体重/日以上で奇形の所見が認められております。

遺伝毒性の試験でございますが、in vitro と in vivo の試験が行われております。

チャイニーズ・ハムスター肺由来培養細胞株を用いました染色体異常試験におきまして、数的異常、倍数体が見つかったということですが、数的異常が代謝活性化経路にかかわらず、短時間処理で観察対象とした最高用量群で認められたという結果が出ております。

しかしながら、*in vivo* の骨髓小核試験では陰性の結果が報告をされているというようなことから、少なくとも香料として用いられる低用量域では、生体にとって問題となる遺伝毒性はないものと考えられたという考察となっております。

それから、6 ページの方にまいりまして、摂取量の推定でございますが、我が国におけます本物質の推計摂取量は、およそ 0.01 から 104 μg の範囲になると推定されるということでございます。

先ほどの 90 日間反復投与毒性試験の結果と、推定摂取量から安全マージンを算出いたしますと、9,000 から 9,000 万という数字が算出されたということでございます。

長尾委員からも御説明がありましたが、本物質は、構造クラスは I に分類をされるということとなっております。

また、消化管において速やかに吸収されまして、生体内におきましては、酸化的脱アミノ化として知られる経路によりまして、カルボン酸に代謝され、尿中に速やかに排泄をされるとされているものでございます。

JECFA におけます評価の中で、推定摂取量は、構造クラス I の許容摂取値、1,800 μg /人/日でございますが、これを下回るとされているものでございます。

以上のような知見を基にいたしまして、最終的な評価の結果は 7 ページに記載がございますように、ブチルアミンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられるとされております。

続きまして、「資料 2-2」のフェネチルアミンでございます。

このものにつきましても、本年の 11 月でございますが、厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

評価の概要につきましては 4 ページ以降に記載がされております。

その中で、「評価要請の経緯」というところに記載がございますように、フェネチルアミンは、チーズ、魚の加工品などの食品中に存在する成分ということで、欧米では、香料として用いられているというものでございます。

このものについても、「国際的に汎用されている香料の安全性評価の方法について」に基づいて、資料の整理が行われているところでございます。

5 ページ以降に、「安全性に係る知見の概要」がまとめられております。まず、反復投与毒性試験でございますが、SD ラットを用いた強制経口投与による 90 日間反復投与毒性試験が実施されて

おりますが、被験物質投与に関連する変化を認めなかったということでございます。

それから、遺伝毒性の試験でございますが、これもさっきと同様でございますが、チャイニーズ・ハムスター肺由来培養細胞株を用いました染色体異常試験におきまして、代謝活性化系非存在下で、最高用量群においてのみ構造異常誘発性が認められたということでございますが、その他実施をされました高用量まで試験をされましたマウスの *in vivo* 骨髄小核試験では陰性であるといったことから、本物質には、少なくとも香料として用いられる低用量域では、生体にとっても特段問題となる遺伝毒性はないものと考えられたと考察をされているところでございます。

6 ページにまいりまして、本香料の摂取量の推計でございますけれども、我が国おけます推定摂取量はおよそ $0.05 \mu\text{g}$ と推定されるということでございます。

90 日間の反復投与毒性試験における NOAEL と推定摂取量から算出されます安全マージンでございますが、100 万倍という結果が得られております。

構造クラスに基づく評価でございますが、本物質は、構造クラスⅡに分類されるということでございます。

本物質は、脂肪属の一級アミンでございますけれども、消化管においては速やかに吸収されて、アルデヒドとアンモニアを生成、さらに、カルボン酸にまで代謝されるということで、尿中に速やかに排泄されると推定されるものでございます。

JECFA においても評価が行われておりますが、推定摂取量は、構造クラスⅡの摂取許容値、 $540 \mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ でございますが、これを下回るということでございます。

以上のような試験成績を基に、7 ページに最終的な評価結果がまとめられておりますが、フェネチルアミンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられるということとなっております。

「資料 2－3」のケイ酸マグネシウムの評価書（案）について御説明を申し上げます。

評価書（案）の 2 ページの「審議の経緯」に記載がございますように、本添加物につきましては、2005 年の 8 月、厚生労働大臣から評価の要請がございました。

5 ページの方にまいりまして、「評価対象品目の概要」というところに記載がございますが、ケイ酸マグネシウムは、固結防止剤、ろ過助剤並びにカプセル剤、錠剤などの形状の食品の製造用剤として用いられる添加物でございます。

「分子式、分子量等」という項に記載がございますが、ケイ酸マグネシウムは、酸化マグネシウムと二酸化ケイ素の比率が約 2 対 5 のものでございまして、強熱したものは、酸化マグネシウム 15% 以上、二酸化ケイ素 67% 以上を含むという規格が設定されているということでございます。

5 番目の「評価要請等の経緯」の項目の中で、ケイ酸化合物につきましては、6 ページの上段の

方に記載がございますが、アルミノケイ酸ナトリウム、それから、ケイ酸カルシウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム及びケイ酸マグネシウムと4品目につきまして、厚生労働省から、添加物の指定の評価の要請がございました。

このうち、ケイ酸カルシウムにつきましては、既に2007年、当委員会におきましての評価が終了しているところでございます。

それから、アルミニウムを含みます2品目につきましては、現在、JECFAにおきまして評価が進められているということでございまして、その評価が公表された段階で評価を行うという予定となっているところでございます。

今回、ケイ酸マグネシウムは、ケイ酸化合物一連のものの2つ目のものとしてまとめられたものでございます。

安全性に係る知見につきましては、6ページ以降にまとめられております。

まず、体内動態でございますけれども、ケイ酸マグネシウム、胃液中におきまして溶解をいたしまして、ケイ酸、それからマグネシウム塩というものに分解をいたしまして、それぞれ消化管から吸収されるということでございます。

それらの知見の概要につきましては、6ページから11ページにかけましてまとめられているところでございます。

毒性に関する知見につきましては11ページの下の方から、その結果がまとめられているところでございます。

13ページの方に飛びますが、反復投与毒性試験につきまして、若干補足の説明をさせていただきます。

13ページには、ケイ酸マグネシウムを対象物質といたしまして、ビーグル犬を用いた28日間の強制経口投与の試験の成績がまとめられております。

中用量以上になりますと、下痢というもの、高用量になりますと、粘血便というものが観察をされております。

それから、中段の方になりますが、高用量群の腎臓におきまして、頸部の尿細管上皮の壊死、軽度から中等度の尿細管上皮の再生及び軽度から中等度の間質における炎症性細胞浸潤といった傷害性を示唆する病変が認められたということでございます。

この結果によりまして、最終的に本試験におけるNOAEL300mg/kg体重/日というものが評価をされております。

なお、中用量群で認められました下痢につきましては、ヒトで下痢を起こすとされる用量を大きく上回る高い用量での所見ということで、生体の正常な生理的過程に起因する可逆的变化であると

ということで、ここの部分についての所見は毒性ととらえないということとされております。

同様の所見が 14 ページの方にまいりまして、イヌを用いました三ケイ酸マグネシウムの投与による試験にも認められておりまして、腎臓の皮質に梗塞が認められた、あるいは尿細管上皮の肥大、それから、炎症性の細胞浸潤、尿細管の拡張というそういう所見が認められているところでございます。

一方で、14 ページの下からは、その他のケイ酸化合物についての毒性のデータがまとめられておりますけれども、先ほど申し上げたような腎臓への所見は、ケイ酸化合物については認められていないということでございます。

16 ページの方にまいりまして、その他のマグネシウム塩に関する毒性の試験成績がまとめられております。

16 ページには、塩化マグネシウムを用いた試験成績。

17 ページには、硫酸マグネシウムあるいはリン酸三マグネシウムを用いた試験成績がまとめられております。

塩化マグネシウムを用いました 13 週間混餌投与試験の成績によりますと、5 % 投与群という大変高い投与群におきまして、腎近位尿細管上皮の空胞化が観察されております。

それから、硫酸マグネシウムを用いました大静脈内における 14 日間あるいは 28 日間の持続的投与の試験におきまして、高用量でございますが、尿細管の軽微な拡張、軽微から軽度の尿細管上皮空胞化が観察をされているところでございます。

そのようなことから、今回の評価の対象物質となっております、ケイ酸マグネシウムにつきましては、やはり尿細管等の腎臓に対する影響というものが、他の塩類と異なって特徴的に認められるということが分かっております。

18 ページ以降には発がん性試験等の試験成績がまとめられております。発がん性、それから生殖発生毒性試験、遺伝毒性といったものがまとめられておりますが、いずれも問題となる所見はございません。

22 ページの方にまいりますと、ヒトにおける知見ということで、ケイ酸マグネシウム、それからその他のケイ酸化合物、あるいはその他のマグネシウム塩について臨床成績がまとめられているところでございます。ケイ酸マグネシウムとマグネシウム塩については、特徴的な影響といたしまして、下痢というものが認められるということでございます。

ケイ酸マグネシウムにつきましてはの諸外国の評価でございますが、27 ページの「国際機関等における評価」というところにまとめられております。

ケイ酸マグネシウムにつきましては、JECFA においては、ADI を特定しない。FDA におきまし

ては、GRAS 物質として指定をされております。また、EU におきましても ADI を特定しないという評価となっておりまして、いずれも ADI というものを定めておりません。

先ほど反復投与毒性試験のところで御説明いたしましたように、今回、添加物専門調査会におきまして評価した毒性資料の中で、ケイ酸マグネシウムについて、尿細管への病変というものがやはり認められるということで、専門調査会としては、ケイ酸マグネシウムについて ADI を設定する必要があるということが判断されております。29 ページのところに記載がございます。

最終的には ADI といたしまして、先ほど御説明いたしました、イヌを用いました 28 日間反復投与毒性試験の結果得られました NOAEL を基に、安全係数につきましては、先ほど、長尾委員から御説明いただきましたように、1,000 を掛けまして、ADI といたしましては、0.3mg/kg 体重/日と設定をするという結論になっているところでございます。

なお、小児につきましては、先ほど長尾委員からも御紹介いただきましたように、乳幼児あるいは小児がマグネシウムを過剰に摂取することがないように、注意喚起の表示を行うなど、適切な措置が講じられるべきであるという意見が具体的に付けられているところでございます。

なお、JECFA におきましては、腎機能低下を有するヒトでは有害影響を起こす可能性を指摘しているが、そのような方々につきましては、基本的には医学的に適切に指導管理されるグループということで、今回、添加物専門調査会につきましては、ここの部分の注意喚起についてはあえて言及をしないと判断をされているところでございます。

以上、補足的な説明をさせていただきましたが、3 つの添加物の評価書（案）につきましては、本日委員会終了後、12 月 25 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、本 3 件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

（３）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

◆小泉委員長 次の議事に移ります。

「（３）動物用医薬品専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されてお

ります。担当委員の見上さんから説明をお願いします。

◆見上委員 「フルベンダゾール」という駆虫薬です。日本では、イヌ、豚、牛及び馬の回虫などの駆虫を目的に動物用医薬品として承認されております。ヒト用医薬品としては、承認はありません。

また、外国では、食用動物用のみならず、ヒト用の駆虫薬としても使用されております。また、食用動物などにより異なりますが、と畜前に、3ないし14日間の使用禁止期間、いわゆる休薬期間なんですけれども、それを置いております。

評価結果ですけれども、フルベンダゾールは、遺伝毒性試験や、各種発がん性試験において陰性の結果であり、ADIの設定は可能であると判断されております。

ADIの設定など、詳しくは事務局より説明願います。

◆北條評価課長 それでは、「資料3」に基づいて御説明いたします。

まず、3ページの「審議の経緯」でございますけれども、本動物用医薬品につきましては、2005年の11月に、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されております。

今回の評価の要請につきましては、2009年の3月、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

6ページの方にまいりまして、今回の評価につきましては、JECFAのレポートあるいはEMEAのレポートを基に毒性に関する主な知見が整理されております。

まず、「薬物動態及び残留試験」の成績でございますが、薬物動態試験につきましては、6ページ、7ページ、8ページと、ラット、イヌ、家禽、豚などを用いた試験成績がまとめられているところでございます。

この動物用医薬品でございますが、消化管からの吸収というものは、あまり大きくなく低い、小さいということで、豚でございますと半分程度が吸収されますが、それ以外のものは糞中に排泄をされるということでございますし、また、ラットであるとかイヌの場合ですと、8割以上が糞中の方に排泄されるということで、吸収はなかなかされにくい物質でございます。

吸収されますと、大部分は尿中の方に排泄される。そういう結果となっております。

代謝経路につきましては、9ページの「図1」に示してあるとおりでございます。この経路のうち、左側の経路が鶏、七面鳥などの家禽類の代謝経路でございます。

豚の場合ですと、右側の経路を通過して、この図に示した代謝経路に沿って、代謝されるということが分かっております。

9 ページの下からは残留試験の成績がまとめられております。鶏、七面鳥、キジ、豚、牛、馬を使った試験成績がまとめられております。

鶏、七面鳥といった家禽類につきましては、先ほど申し上げましたように、図 1 の左側に示しておりますように、R 38758 という主要代謝物が残留しているということでございますし、豚などにつきましては、右側の R 35475 というものが代謝物として存在されているということが確認されておりますけれども、いずれも 3 日程度で定量限界未満になるということで、排泄の方は速やかであるという結果となっております。

これらの残留試験の成績を踏まえまして、13 ページの上段の方に、専門調査会としての見解ということがまとめられておりますけれども、豚及び家禽の残留試験におきまして、未変化体だけではなくて、代謝物も一定の割合検出されるということで、検査対象としては、代謝物というものも含める必要があるという判断がされているところでございます。

13 ページ以降に毒性試験の成績がまとめられております。消化管からの吸収の割合が低いということで、14 ページ以降の「亜急性毒性試験」の成績におきましても、特に重篤なものというものは認められておりません。15 ページ以降の「発がん性試験」の結果も、ネガティブでございます。

「生殖発生毒性試験」が 16 ページ以降にまとめられておりまして、多くの試験で、特に問題となるという所見は出ておりませんが、1 点、18 ページに記載がございますように、SD 系のラットを用いた試験におきましては、奇形という所見というのも得られているというところでございます。

それ以外は催奇形性の所見というものは認められていないということでございます。

20 ページの方には、「遺伝毒性試験」の成績がまとめられておりますけれども、すべて陰性ということで、フルベンダゾールは問題となる遺伝毒性はないであろうと考察されているところでございます。

最終的な「食品健康影響評価」は、22 ページの方にまとめられております。

ADI の設定根拠となる試験といたしましては、イヌを用いた 3 か月間の亜急性毒性試験におけます、前立腺の小型化、精巣上体尾部のうっ血というものを指標といたしまして、NOAEL 2.5mg/kg 体重/日を根拠としております。

安全係数につきましては、慢性毒性試験が必ずしも十分でないといったこと。それから、根拠となる試験の投与が、週 7 日ではなく、6 日であるといったことを考慮いたしまして、追加の係数として 2 を適用いたしまして、200 とするということが適当と考えられるということでございます。

最終的な ADI といたしましては、0.012mg/kg 体重/日という御評価をいただいているものでございます。

このものにつきましては、本日、委員会終了後、12 月 25 日までの 30 日間、国民からの御意見・

情報の募集に充てたいと思っております。

説明は、以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

(4)「食品健康影響評価に関する照会について」に係る回答について

◆小泉委員長 次の議事に移ります。

『(4) 食品健康影響評価に関する照会について』に係る回答についてです。

事務局から報告をお願いします。

◆北條評価課長 それでは、「資料4-1」と「4-2」に基づいて御説明いたします。

まず、資料4-1を御覧いただきたいと思います。今回、10月9日付け食安発1009第1号をもちまして、厚生労働省から照会のあった件でございます。

照会の内容につきましては、資料4-1の5ページ、6ページのところに記載をされております。

今年の9月30日に開催されました。薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会におきまして、既に食品安全委員会におきまして、評価を終えております、農薬「メソトリオン」につきまして2点ほど質問事項というものが照会されたということでございます。

まず、照会された内容でございますけれども、1点目は、5ページに記載がございますように、ADIの設定に当たっての考え方を御教示願いたいというものでございます。

2点目は6ページの方に記載がございますけれども、メソトリオンは、チロシン代謝経路にございます肝臓の酵素でございますが、4-HPPDaseの阻害作用を持つということでございます。この酵素阻害作用につきましては、動物におきまして種差が存在するということでありまして、特にヒトにおいて、どのような影響があるのか、その考え方について御教示いただきたいという御質問でございます。

まず、第1点目の御照会の内容でございますが、資料4-2の53ページをお開きいただきたいと思っております。

これは、農薬専門調査会におきます、ADIの設定の理由を説明する「図」が53ページのところに載っております。

ラットを用いた試験の中で、農薬専門調査会は、最終的に3世代の繁殖試験を基に、ADI というものを設定しているところでございます。

この図に示しましたように、通例ですと、長期の試験成績を基にして設定するわけでございますが、参考の図の中の「ラット2年間慢性毒性／発がん性併合試験」は、NOAEL が取れておりませんで、LOAEL 0.48mg/kg 体重／日というものが得られているところでございます。

農薬専門調査会の判断といたしましては、ラットの2年間慢性毒性／発がん性併合試験で得られている LOAEL の所見でございますが、この認められた所見が軽微であると判断いたしまして、実際の NOAEL につきましては、グレーで塗りつぶした領域にあると推定されるという判断をしております。

その中で、一番高い量でございます。ラット3世代繁殖試験の NOAEL 0.3mg/kg 体重／日、これを ADI の設定根拠として採用するという結論を出しているところでございます。

厚生労働省の審議会におきましては、LOAEL 0.48mg/kg 体重／日と、0.3mg/kg 体重／日という値が、かなり接近している、近いということで、LOAEL で非常にたくさんの所見が出ているのに、これを軽微とした判断について照会したいということでございます。

ラット2年間発がん性併合試験の結果については、評価書の35ページの「表33」に所見がまとめられて記載をされております。「7.5ppm 以上」というところが、先ほどの LOAEL に相当する部分でございますが、表33におきましては体重増加抑制、眼球混濁等、多くの所見が記載されているということで、これだけたくさんの所見があるにもかかわらず軽微であると判断した理由についてお尋ねがあったわけでございます。

その回答につきましては、資料4-1の1ページの方に戻っていただきますが、1つ1つの所見につきまして、農薬専門調査会におけます見解というものがまとめられているところでございます。時間の関係で詳細には御説明いたしません、「(1)」、「(2)」で認められました眼に対する影響、それから、体重増加抑制につきましては、統計的な有意差もあり、用量相関もあるということで毒性はあると所見されるものの、高用量で得られた所見と比較いたしまして、眼球に対する所見あるいは体重増加抑制というものは軽微であるという判断をしたということが書かれております。

3番から8番までの所見につきましては、統計的な有意差は得られておりませんが、必ずしも農薬の影響も完全には否定し切れないということで記載をしているという趣旨のことが記載されているところでございます。

いずれにしても、項目としては列記をされているわけでございますけれども、所見としては軽度であると判断したという理由が書かれてございます。

そういった意味から最終的に ADI の設定根拠として、ラットを用いた3世代繁殖試験の NOAEL

を採用するのは妥当であるという判断がされているところでございます。

2つ目の御照会に対する回答につきましては、資料4-1の3ページから4ページに記載がされているところでございます。

この農薬の酵素阻害活性につきましては、種差があるということでございまして、ラットにおきまして最も感受性が高いということでございます。

ただ、専門調査会といたしましては、感受性の高い動物種を用いて、評価を行うことによってヒトへの安全性を担保するという観点では適当であろうということで、ラットを含めた動物についても評価の対象としたということが、3ページのところに記載されているところでございます。

ラットの目の障害に対する閾値につきましては、血中濃度のレベルで申し上げますと $1,000\mu\text{M}$ であると考えられるということで、このメソトリオンにつきましては、ヒトの臨床試験成績も得られておりますけれども、ヒト試験におきましては、 $309\mu\text{M}$ という濃度であったということで、この領域では毒性兆候は認められていないということが書かれております。

さらに、当然、ADI となりますと、安全係数 100 で除して得られておりますので、そういった ADI のレベルでは、ヒトに対して高チロシン血症を伴う眼の障害を始めとする毒性の発現の可能性は、極めて低いと判断しているということが書かれております。

今回、この御照会に対しまして、先日の農薬専門調査会の幹事会におきまして、このような回答内容を取りまとめたいただいたわけでございます。

もし、これでよろしければ、厚生労働省あてに回答をいたしたいと考えております。

御説明は、以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

◆畑江委員 内容ではなくて、日本語の問題なんですが、2ページ目の真ん中辺に「以上のことから、(1) 及び (2) については、投与又は投与による高チロシン血症の影響であり、」と、落ち着いて読めば分かるんですけども、ここは分かりやすい日本語にした方がいいかなと思いました。

◆北條評価課長 「(1)」のところは、メソトリオンの直接的な作用として、眼の障害が出るということでございますし、「(2)」の体重増加抑制については、そのような影響の二次的影響として体重増加抑制があると、そういう趣旨で書かれていると思いますが、御指摘のように、ちょっと分

かりにくいので、少し分かりやすいように修文して、最終的な文章にしたいと考えております。

◆小泉委員長 よろしくお願ひいたします。

その他ございませんでしょうか。これでよろしいですか。

そうしましたら、一部、マイナーな修正ですが、そこを修正して厚生労働省に回答するという
ことでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆小泉委員長 それでは、事務局の方で手続をお願いいたします。

(5) 食品安全モニターからの報告(平成21年9月分)について

◆小泉委員長 次の議題に移ります。

「(5) 食品安全モニターからの報告(平成21年9月分)について」です。事務局から報告して
ください。

◆小野勸告広報課長 それでは、「資料5」に基づきまして御報告いたします。

食品安全モニターからの9月分の報告でございます。モニターからは、9月中に32件の報告が
ございました。詳しくは2ページ目以降に書いてございます。

まず、リスコミの関係ですけれども、全部で6件ございまして、そのうち3件が最初のところに
書いてございます。

食の安全に関する意識調査について、食品に対する消費者の安全志向が低下しており、食品各社
の安全・安心を取り戻す施策が効果を生んだ、というものであります。

2番目は、食品安全委員会の活動について、消費者と政府とのかけ橋のようなポジションであっ
てほしいという御意見。

3番目は、リスコミの情報発信手法の重要性についての御意見でございます。

これについては、コメントを記してございまして、食品安全委員会は、リスコミについての重要
性を認識しておりまして、委員会から発する重要な情報については、ホームページに掲載あるいは
メルマガで配信するなど、国民の皆様への情報提供に努めております。

また、意見交換会ですとか、季刊誌の発行、ジュニア食品安全委員会の開催等々、国民の皆様
に対して安全性を分かりやすく示し、理解していただくという情報提供に積極的に取り組んでいると
いう状況でございます。

3 ページ、食育の取組についての御意見です。食の安全が、食育現場で確実に扱われるテーマになるためには、教える人の人材育成が必要不可欠だということでございます。

これにつきましては、今年の3月にまとめられました「食品安全委員会の改善に向けて」の中で、地方公共団体のほか、教育機関等とも連携したリスコミを推進するということにしております。また、本年度は、教員免許状の更新講習へ委員が講師として参加するという取組も行っております。

また、分かりやすい情報という点では、ジュニア食品安全委員会を開催したり、季刊誌で「キッズボックス」のコーナーを設けて楽しく、分かりやすい情報発信に努めているということを行っております。

4 ページ目、これは関係行政機関に回付しているものですが、消費者の食の安全に関する情報についての御意見、それから、食品についての情報提供ということで、放射線照射食品に関する御意見をいただいているところでございます。

かび毒・自然毒関係ですが1件あり、ジャガイモの小ぶりの規格外品は、ソラニンを含んでいることもあり、安全面に疑問が残るという御意見でございます。これについては、関係行政機関に回付しております。

新開発食品の関係では、全部で7件いただいております。最初は、体細胞クローン牛・豚由来食品について御意見をいただいております。それにつきましては、農林水産省からコメントをいただいております。

その次、5 ページ目、特保の安全性評価の関係でございます。今回の DAG の関係では、グリシドール脂肪酸エステル等の不純物の問題も含めて、食品の安全性評価では、そういった不純物も考慮した評価が必要ではないかという御意見です。

当方からのコメントといたしまして、特保の安全性評価につきましては、原則として関与成分について行うということにしておりますが、試験を行うに当たり、製品に配合又は添加される原材料や製剤、これには関与成分のほか、不純物等その他の成分が含まれているというものについて行っているということございまして、こういうことは特保の安全性評価に関する基本的な考え方におきましても示されているとおりでございます。

5 ページ目の下のところから次のページにかけまして、DAG の関係について、全部で5件いただいております。いずれも詳しい情報あるいは分かりやすい説明が必要ではないかという御意見でございます。

これにつきましては、当委員会のほか、次の7 ページ目になりますけれども、消費者庁と厚生労働省からもコメントを記してございます。

食品安全委員会では、厚生労働省に対して、追加資料をできるだけ早く提出するよう要請してい

るところで、追加資料が提出され次第、これまでにある科学的知見と併せて、速やかにリスク評価を取りまとめていくということにしております。

また、最新の情報につきましては、ホームページ等におきまして、適宜適切に提供しているところでございます。消費者庁及び厚労省からも情報提供に関するコメントが出されているところでございます。

続きまして、8 ページ目、食品衛生管理関係は、全部で7 件御意見をいただいております。まず、店舗内での「出来立て食品」の陳列に関して衛生管理が不十分なケースが見られるという御意見。

百貨店の催事コーナーにおける食中毒防止に関しての意見です。

その下に、特売の卵の販売についての不安ということで、これらはいずれも厚生労働省から、コメントをいただいております。

9 ページ目にまいりますと、ステーキ店でのO157 の食中毒に関する御意見を2 ついただいております。

これにつきましては、当委員会から及び次のページの10 ページ目で厚生労働省からの食中毒予防に関する情報についてコメントを記してございます。

10 ページ目ですが、輸入の冷凍食品の残留農薬について、中国産アスパラガスから薬剤が検出された。検出されるまでの期間が半年以上も経っているということで、被害を最小限に抑えるための予防対策をお願いしますという御意見です。

これにつきましては、厚生労働省から輸入食品に関する対策についてのコメントをいただいているところでございます。

11 ページ、きのこ毒への対応について、直売所などで売られている山菜等の基準、規則を定めた方がいいということでございます。これにつきましては、厚労省からコメントをいただいております。

食品表示の関係は全部で3 件いただいておりますけれども、まず1 つ目は、パック販売されている野菜の残留薬品についてということで、これにつきましては、消費者庁からコメントをいただいております。

次に12 ページ目、賞味期限、消費期限という表示についてでございますが、これらの正しい意味を消費者にもっと理解してもらうことが必要ではないかという御意見です。これにつきましては、消費者庁から表示に関するコメントをいただいているところでございます。

もう1 つは、飲食店の食品表示についての御意見をいただいておりますが、これについては関係行政機関に回付いたしております。

最後に、その他で8 件いただいておりますが、そのうち4 件が食品安全委員会と消費者庁との関

係についての御意見です。

9月に消費者庁が発足しましたがけれども、発足当初にいただいた御意見ということでございます。

これにつきましては、13ページになりますけれども、食品安全委員会からのコメント、それから消費者庁からのコメントを記しております。

食品安全委員会といたしましては、リスク評価機関ということでもありますので、国民の皆様に、食品の安全性確保に関する知識や情報を提供しているというところでございます。消費者庁が設立されたこともあり、リスクミにつきましては消費者庁を含む関係省庁と連携しながら取り組んでいくというコメントです。

消費者庁からは、消費者行政の司令塔として、食品安全行政に関する行政機関との総合的な調整を行い、消費者の立場に立った食品安全行政を推進してまいりたいということ。それから、消費者にとって分かりやすい情報をできるだけ提供するということを取り組みたいというコメントでございます。

14ページ目では、産直野菜・産地直売所についての御意見をいただいております。これにつきましては、農水省からのコメントを記載しております。

最後に3つですけれども、食品偽装の問題と安全性について、低価格弁当の安全性について、牧場の管理体制についての3点いただいておりますけれども、これにつきましては、いずれも関係行政機関に回付いたしております。

以上です。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、何か御質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

(6)「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成21年10月分）について

◆小泉委員長 それでは、次の議題に移ります。

「(6)『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成21年10月分）について」です。事務局から報告をお願いします。

◆小野勸告広報課長 それでは、「資料6」に基づきまして御報告します。「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問の10月分についてでございます。10月に寄せられた問い合わせ件数は、全部で45件でございます。内訳といたしましては、委員会の関係が5件、それから食品の安全性の関係が12

件、食品一般の関係については6件、その他2件という内訳になっております。

2ページ目に、更に詳しい内訳を記してございます。

DAGの関係については、9月は21件でしたけれども、10月は8件。それから、新型インフルエンザの関係で10月は2件いただいております。それ以外に、こんにゃく入りゼリーのところにつきましてはゼロということで、合わせて45件ということでございます。

3ページ目ですけれども、問い合わせの多い質問についてQ&A形式で書いております。

先ほどの食品安全モニターの報告でもございましたけれども、9月1日に消費者庁が設置されたということで、食品安全行政にどのように関係するのでしょうかという問いを立てさせていただいております。

答えの方ですが、消費者庁は食品安全行政も含めて、消費者行政を統一的、一元的に推進するという目的で9月1日に設置されております。

具体的には、「①」のところでは、食中毒や製品事故などの事故情報を集約して適切な対応をするということ。

「②」といたしまして、各省庁の所管に当てはまらないために行政の対応が難しかった事案、いわゆるすきま事案に対応するということ。

「③」として、食品安全の分野につきましては、これまで別々の省庁で取り扱っていた食品の表示の関係について、消費者庁で一元적、統一的に表示基準などのルールを定めて監視・指導するということ。

もう1つは、消費者庁が総合的に調整しながら食品の安全性に関するリスクミを関係機関が連携して実施するというところでございます。

食品安全委員会といたしましては、これまでどおり科学に基づく中立公正な唯一のリスク評価機関といたしまして、科学的な情報を提供するとともに、消費者庁その他リスク管理機関と一層緊密に連携しながら、食品安全行政の一翼を担っていくということといたしております。

報告は、以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、何か御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、外に議事はございませんか。

◆西村総務課長 外はございません。

◆小泉委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合は、12月3日（木曜日）14時から開催を予定しております。

また、来週30日（月曜日）14時から「動物用医薬品専門調査会」が公開で、引き続き、15時から非公開で、また、12月1日（火曜日）14時から「農薬専門調査会確認評価第二部会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

それでは、以上をもちまして、第311回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。